

19 横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成21年7月2日、神奈川県横浜市の住民1人から、マンション管理会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の住居周辺において、被申請人らが行ったマンション受水槽撤去工事による騒音、振動及び粉じんのために、申請人は睡眠不足、頭痛、吐き気などの受忍限度を超える被害を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金25万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。